◇計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三八一号）（経済産業省）

1　振動レベル計に係る検定及び型式承認に係る手数料について、その検定及び型式承認に要する実費を勘案し、手数料の額を改定することとした。（別表第四第一四号関係）

2　別表第四第一四号上欄に掲げる振動レベル計について計量法第七一条第二項の経済産業省令で定める構造検定の方法に基づき同表備考の各号に掲げる試験を受ける場合にあっては、同表第一四号下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとした。（別表第四備考関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八二号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、二―（二Ｈ―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリ―ペンチルフェノール（別名ＵＶ―三二八。以下「ＵＶ―三二八」という。）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）及び一・二・三・四・七・八・九・一〇・一三・一三・一四・一四―ドデカクロロ―一・四・四ａ・五・六・六ａ・七・一〇・一〇ａ・一一・一二・一二ａ―ドデカヒドロ―一・四：七・一〇―ジメタノジベンゾ［ａ・ｅ］［八］アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）を追加することとした。（第一条第一項関係）

2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ＵＶ―三二八又はデクロランプラスについて、潤滑油等を定めることとした。（第七条関係）

3　第一種特定化学物質を使用することができる用途として、デクロランプラスについて、令和一二年二月二六日までの間、防衛省設置法（昭和二九年法律第一六四号）第四条第一項第一三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造を定めることとした。（原始附則第三項関係）

4　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（政令第三八三号）（こども家庭庁）

1　都道府県知事が行う旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）に係る事務の処理に必要な費用として都道府県に交付する交付金の額は、補償金等の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇旧優生保護法補償金等認定審査会令（政令第三八四号）（こども家庭庁）

1　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律第二九条第一項の政令で定める人数は、二〇人とすることとした。（第一条関係）

2　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とすることとした。（第二条関係）

3　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とすることとした。（第三条関係）

4　審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理することとした。（第四条関係）

5　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第五条関係）

6　この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三八五号）（こども家庭庁）

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「新法」という。）第四一条の規定による交付金を追加するとともに、新法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）第二九条の規定による交付金の規定を削除することとした。（第一条関係）

二　こども家庭庁組織令の一部改正関係

新法の規定による補償金等の支給等に関する事務を、成育局及び同局母子保健課の所掌事務に追加することとした。（第二条関係）

三　経過措置

新法の施行の日前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によって都道府県知事が行った事務の処理に係る旧法第二四条の規定による交付金及び同日前に独立行政法人福祉医療機構が行った旧法第二八条第一項に規定する一時金支払等業務に係る旧法第二九条の規定による交付金の交付については、なお従前の例によることとした。（第三条関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は新法の施行の日から施行することとした。